

# ぎふしんテレホンサービス・ファクシミリサービス利用規定

令和2年4月1日改定

ぎふしんテレホンサービスおよびぎふしんファクシミリサービスのご利用については、次の規定によりお取扱いいたします。なお、平成7年5月31日以前に、旧「ぎふしんテレホンサービス・ぎふしんファクシミリサービス利用届」で申込みされたお客様が、新たに変更用の本申込書を提出された場合、本申込書で変更されない項目については、旧「ぎふしんテレホンサービス・ぎふしんファクシミリサービス利用届」の契約内容を継続いたします。

## 1. ぎふしんテレホンサービス・ファクシミリサービス

ぎふしんテレホンサービス・ぎふしんファクシミリサービス(以下総称して「本サービス」といいます。)は、契約者ご本人による依頼にもとづき、次のサービスを利用できるものとします。

- (1) ダイレクトバンキングセンターから、お客さまへのご通知するサービスについては、振込入金通知、取立入金通知、自動引落通知、入金明細通知の利用ができます。
- (2) ダイレクトバンキングセンターがお客さまからのご照会に対してお答えするサービスについては、残高照会、振込入金照会、取立入金照会、自動引落照会、入金明細照会の利用ができます。

## 2. 通知または照会の受付等

- (1) ぎふしんテレホンサービスの取扱い

当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合、または通知サービスにおいて準備確認方式による申出を受け、符号を当金庫で受信した場合は送信した者を加入者とみなして通知・応答いたします。

- (2) ぎふしんファクシミリサービスの取扱い

- ① 通知サービスを自動着信方式で受信する場合、指定した電話番号を呼び出し自動的に送信いたします。
- ② 通知サービスをプッシュホンの手動切替方式による申出をしている場合は、切替操作を行なったときに、暗証確認方式による申出をしている場合は、当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致したときに、準備確認方式による申出をしている場合は、符号を当金庫で受信したときに送信した者を加入者とみなして送信いたします。
- ③ 照会サービスについて当金庫で受信した暗証番号および口座番号が届出の暗証番号および口座番号と一致した場合は、送信した者を加入者とみなして応答いたします。

## 3. 手数料等

本サービスについては、毎月当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の利用手数料を支払ってください。

支払に際しては、普通預金規定(定期性総合口座規定を含みます。)、当座勘定規定、当座貸越契約書または約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、毎月13日(休日の場合、翌営業日)に指定預金口座から自動的に引落します。

## 4. サービスの利用時間

本サービスの利用時間は、当金庫ホームページに掲載の時間内とします。

## 5. 免責事項

- (1) 振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡その他相当の事由がある場合には、すでに通知または応答した内容について、ご契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)に通知することなく、変更または取消する場合があります。
- (2) 通信混雑等による電話の不通および機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により通知・応答が遅延したり不能となることがあっても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 本サービスによる通知または応答の際に、あらかじめお届けの本人確認方式で取扱いしましたうえは、当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 6. 届出事項の変更等

通知用電話番号、暗証番号等届出事項の変更の際は、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 7. 解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

## 8. お届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、お申込口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱しましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます。）、通知預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、および当座貸越契約書により取り扱います。

## 10. サービスの契約期間

本サービスの当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 11. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上